

奈良県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、曲川土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十七年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	松村 博行	橿原市曲川町二丁目六―三〇
〃	高垣 宗八郎	〃 二丁目一七―一〇
〃	小川 景三郎	〃 二丁目六―四三
〃	堀口 史郎	〃 五丁目四―三七
〃	西川 博文	〃 五丁目一―三
監事	塩井 悦正	〃 五丁目一―三七
〃	西川 佳秀	〃 二丁目八―四〇

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	安井 壽一	橿原市曲川町一丁目六―一〇
〃	瀬川 好弘	〃 二丁目八―三〇
〃	島田 彰久	〃 一丁目一―二一〇
〃	塩井 悦正	〃 五丁目一―三七
〃	竹瀬 祐治	〃 二丁目三―八
〃	紙浦 敏男	〃 五丁目九―二七
監事	中島 裕文	〃 二丁目六―二六
〃	杉田 光義	〃 五丁目一〇―二四